

補助します！ 65歳以上の方

# 特殊詐欺等 被害防止対策機器 購入費用

町では、深刻化する高齢者の特殊詐欺等による被害防止を図るため、特殊詐欺等被害防止対策機器を購入および設置した方に対し、費用の一部を補助します。



## 補助対象者は？

- ・町内に住所を有し、当該年度末までに満65歳以上の年齢となる方または当該高齢者と同一世帯である方。
- ・町税の滞納がないこと。
- ・自らが居住する住宅に設置していること。
- ・過去に同補助金の適用を受けていないこと。
- ・暴力団員でないことまたは暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- ・同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

## 補助金額は？

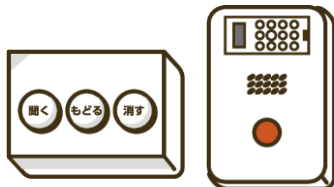
機器購入および設置に要した費用の2分の1（100円未満切り捨て）以内、上限6,000円  
※補助対象者が属する世帯につき1回限りです。

令和6年4月1日以降に  
購入されたものが対象

## 補助対象機器は？

### 1 自動応答録音装置

固定電話機に取り付けることで、着信時に通話内容を録音する旨を自動で相手に通知した上で通話内容を録音することができる装置



### 2 自動着信拒否装置

固定電話機に取り付けることで、管理サーバーに登録された電話番号を自動で判別した上で、迷惑電話であることを通知、またはその着信を拒否することができる装置



### 3 1・2の機能を内蔵する固定電話機



申込方法は裏面に

## 申請期限・申請先

令和7年3月末日までに東浦町役場2階の住民自治課へ

## 補助金を受け取るまでの流れ

Step1

### 補助対象である機器を購入および設置

Step2

### 提出書類を住民自治課へ提出

#### 提出書類

①申請書（東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書）  
※住民自治課窓口、町HPから入手できます。



②下記に示す内容が記載された領収書等の写し

- ・申請者氏名
- ・購入品名
- ・領収金額
- ・領収日
- ・販売店名

③設置した機器が特殊詐欺等被害防止対策機器であることがわかる書類（カタログ、取扱説明書等）の写し

④請求書（東浦町特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付請求書）  
※住民自治課窓口、町HPから入手できます。

⑤通帳またはキャッシュカードの写し

#### 持ち物

申請者の本人確認ができる証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）

Step3

### 通知書（補助金交付決定通知書）が郵送で到着

Step4

### 補助金が指定口座に振り込まれます